

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
見舞金 6,305,116円 医療費 5,500,000円 被害者 805,116円 1歳	平成23年10月13日午前10時30分ごろ、本市職員堤康浩の運転する本市環境局城北環境事業センター所属じん芥自動車なにわ800す976号車が、鶴見区浜4丁目19番14号先交差点を右折西進しようとした際、同交差点西詰横断歩道を北に向かって走行していた自転車に気付かなかったため、本車右前部が同車に触れ、その衝撃で同車の幼児用座席に乗っていた被害者が路上に投げ出され、負傷したものである。 同人は、左顔面挫創のため約1年1箇月にわたり通院治療を続けたが、左前額部に癍痕を残した。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。